

浜田市東公園運動施設等 指定管理者募集関係書類

浜田市東公園運動施設等指定管理者募集要項

・・・P1～P31

浜田市東公園運動施設等指定管理業務仕様書

・・・P32～P51

浜田市東公園運動施設条例

・・・P52～P64

令和3年4月

浜田市教育委員会文化スポーツ課

空 白

浜田市東公園運動施設等
指定管理者募集要項

令和 3 年 4 月

浜田市教育委員会文化スポーツ課

目 次

第 1	施設の概要	1
第 2	指定期間	2
第 3	指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準	2
第 4	経理に関する事項	2
第 5	リスク・責任分担に関する事項	5
第 6	モニタリングに関する事項	7
第 7	指定までのスケジュール	7
第 8	応募資格に関する事項	8
第 9	募集・応募に関する事項	9
第 10	選定・協定締結に関する事項	13
第 11	添付資料	16
第 12	お問い合わせ先	16

浜田市東公園運動施設等（以下「運動施設等」という。）の設置目的に沿った管理運営を効率的、効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 73 号）に基づき、浜田市東公園運動施設等の管理運営を行う指定管理者を募集します。

第 1 施設の概要

1 施設の概要

ア 名称	浜田市東公園運動施設等 ①浜田市陸上競技場 ②浜田市野球場 ③浜田市庭球場 ④浜田市ふれあい広場
イ 所在地	①浜田市黒川町 3739 番地 ②浜田市黒川町 3738 番地の 1 ③浜田市黒川町 3735 番地の 1 ④浜田市黒川町 3738 番地の 1 (P17 資料 1「浜田市東公園運動施設等位置図」参照)
ウ 建物構造	① 鉄筋コンクリート造 2 階建 (メインスタンド 1F 345.28 m ² 、2F 572.10 m ²) ② 鉄筋コンクリート造 (メインスタンド 710.0 m ²) ③ コンクリートブロック造 (観覧席 73 m ²) ④ 鉄筋コンクリート造 (公衆トイレ、休憩所)
エ 敷地面積	①21,800 m ² ②16,430 m ² ③3,231.78 m ² ④9,483.81 m ²
オ 施設内容	①第 4 種公認 400m8 コース、メインスタンド(鉄筋コンクリート:収容 1,000 人)、芝スタンド(収容 4,000 人)、サッカー場 (100m×68m)、写真判定機器室、会議室、救護室、更衣室、放送室、器具庫、便所 ②グラウンド 12,000 m ² 、中堅 120m、両翼 90m、メインスタンド (鉄筋コンクリート:収容 1,600 人)、内野スタンド (コンクリート:収容 1,200 人)、外野スタンド (芝生:収容 1,200 人)、電光掲示板 (鉄骨造:高さ 4.5m・巾 17.0 m)、夜間照明 30 灯用 4 基、事務室 (管理人室)、会議室、救護室、シャワー室、電気室、審判控室、放送室、器具庫、便所、廊下、屋外便所 ③コート 4 面、練習コート半面 (アンツーカ舗装)、夜間照明 3 灯用 4 基 6 灯用 6 基、クラブハウス (更衣室、便所) ④競技場 7,781.7 m ² 、休憩所、便所、手洗、足洗場、街灯 5 基 (2 種類 旧型 2 基・新型 3 基) (P19 資料 2「浜田市東公園運動施設等平面図」参照) (P20 資料 3「浜田市東公園運動施設等参考画像」参照)
カ 駐車場	東公園内 160 台 (浜田市都市建設部維持管理課管理)

2 施設の運営状況

ア 浜田市東公園運動施設等利用実績

(P23 資料 4 を参照ください。)

イ 浜田市東公園運動施設等収支実績

(P24 資料 5 を参照ください。)

第 2 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (5 年間) とします。ただし、指定期間中であつても、管理運営を継続することが適切でないと認められるときは、指定の取消しをすることがあります。

第 3 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準

指定管理者が行う業務の範囲は、浜田市東公園運動施設条例 (平成 17 年浜田市条例第 270 号。以下「条例」という。) 第 4 条に掲げる業務 (以下、「指定管理業務」という。) とします。

具体的な業務の内容及び管理の基準は、「浜田市東公園運動施設等指定管理業務仕様書 (以下、仕様書という。) によるものとします。

第 4 経理に関する事項

1 事業収支に関する考え方

運動施設等では、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、利用料金を指定管理者自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

指定管理者は、浜田市 (以下「市」という。) が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金、事業収入及びその他の収入をもって施設を運営するものとします。

(P31 資料 8 「浜田市東公園運動施設等収支想定」を参照ください。)

2 指定管理料

申請者は、事業計画や収支計画を踏まえ、指定管理料を提案してください。申請者の提案額が指定管理料の額となります。指定期間における指定管理料の上限額は、次のとおりとします。なお、5 か年の合計金額 80,180,000 円を超える提案を行った申請者は失格とします。また、年度別の内訳を超える指定管理料を提案した申請者を指定管理者に指定し、指定管理者の責めに帰す事由によりその指定の取り消しを命ずることとなったときは、支出した指定管理料の総額と管理運営を行った指定期間中の年度別の内訳を合計した額との

差を市に返還するものとします。

また、指定期間中の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による地方消費税（以下「消費税等」という。）は 10%で提案していただきます。協定締結後、消費税法の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、相当する消費税等の額を指定管理料に加減して支払うものとします。

上限額 = 80,180,000 円（消費税等 10%含む）

〈年度別の内訳〉	令和 4 年度	16,036,000 円
	令和 5 年度	16,036,000 円
	令和 6 年度	16,036,000 円
	令和 7 年度	16,036,000 円
	令和 8 年度	16,036,000 円

3 運営収入

(1) 利用料金

ア 利用料金は、条例で定める額を上限とし、指定管理者が浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定めることができます。

イ 消費税等は、利用料金の内税として取り扱います。

ウ 条例及び浜田市東公園運動施設等条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 33 号）に規定する利用料金の減免や収受した利用料金の還付も指定管理者が行います。

エ 指定管理者は、指定期間中に指定期間後の利用に係る利用料金を収受した場合は、次期指定管理者にその利用料金を支払うこととします。

オ 現行の利用料金を下回る利用料金を定める場合は、指定期間開始前に当該指定期間の利用許可を受け、利用料金を前納している者に対し、改定前後の利用料金の差額を還付することとします。

カ 現行の利用料金を上回る利用料金を定める場合は、指定期間開始前に当該指定期間の利用許可を受けている者に対し、従前の利用料金で利用させることとします。

(2) 事業収入

条例第 1 条に規定する目的を達成するための事業の実施に係る収入は、指定管理者の収入として取扱います。

(3) その他の収入

指定管理者は、指定管理業務に支障のない範囲で、施設を活用した自主事業（指定管理業務以外の事業）及び収入を提案することができるものとします。ただし、行政財産の目的外使用に該当する場合は、市の許可及び使用料の納入が必要となります。

4 管理運営費用

管理運営費用は、指定管理業務に係る指定管理者の person 費、光熱水費、委託費（警備業

務・設備保守点検業務・清掃業務等を外部委託する場合）、修繕費、保険料、公租公課その他全ての経費（自主事業のために市へ納入する行政財産使用料を含む。）とします。

5 指定管理料の支払い

- (1) 指定管理料の支払時期、支払方法等は別途協定書で定めることとします。
- (2) 指定管理料は、指定管理者の請求に基づき、年度毎に分割して支払います。
- (3) 指定管理料のうち、市に帰属する建物、附属設備及び備品の修理・修繕に充てる費用（以下「修繕費」という。）は概算払いとします。事業年度終了後に精算を行い、余剰金が生じた場合には市に返還するものとします。指定管理料に含まれている修繕費は、年間 440,000 円とし、収支計画の費用に組み入れてください。

1 件につき 100,000 円を超える修繕費の執行に当たっては、事前に市と協議してください。また、市に帰属しない備品で指定管理業務に使用するものの修理・修繕に充てる費用の負担については、協議によるものとします。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは、指定管理者の負担とします。

- (4) 指定管理料は、修繕費を除き、原則として余剰金の返還や不足額の補填等の精算は行いません。

6 管理口座

指定管理業務に係る管理口座は、原則として、専用口座を設けて管理してください。

7 収益等の帰属

指定管理業務に伴う収益又は損失は、指定管理者に帰属するものとします。

なお、社会情勢の変動や災害、その他の特別な事情があるときは、双方協議の上、その帰属を定めることとします。

第5 リスク・責任分担に関する事項

指定管理者は、指定管理業務の実施主体として責任を負うこととなります。

また、自主事業に関するものは、全て指定管理者の費用と責任において実施することとなります。

市が想定するリスク分担は下表のとおりです。その他疑義が生じた場合は、双方協議により決定するものとします。

【リスク分担表】

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
運営費の拡大	市以外の原因による運営費の増		○
需要の変動	大規模な外的要因による利用料金収入の減	協議事項	
	その他市以外の原因による利用者数の減少等に伴う利用料金収入の減		○
業務内容の変更	市の指示により新たに発生した業務内容等の変更に伴う経費の増	○	
	指定管理者による業務内容等の変更に伴う経費の増		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）	※1	○
	市の責に帰すべき理由により生じた損害	○	※2
保険加入	天災、火災又は事故などの人為的な現象による施設・設備の損害に係る保険加入	○	
	指定管理者が行う業務のリスクに係る保険加入		○
周辺施設、住民及び施設利用者への対応	周辺施設との協調、施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望等への対応		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	消費税等の率の変更によるもの（指定管理料を除く。）	協議事項	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者に影響を及ぼすもの		○

項目	内容	負担者	
		市	指 定 管理 者
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、業務内容等の変更が生じた場合における経費の増	○	
不可抗力	天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他指定管理者の責めに帰すことのできない事由に伴う施設、設備の修復に係る経費の増	○	
	上記以外の不可抗力による経費の増		協議事項
施設設備の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの		協議事項
運営リスク	施設、機器等の管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	修繕、保守点検等による臨時休業等に伴う運営リスク		○
書類の誤り	仕様書など、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書など、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
安全性の確保、環境の保全	施設の管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急処理を含む。）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
指定管理業務の中止・停止等	指定管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	指定管理者の管理運営が不適当な場合の指定管理業務の中止・停止又は指定の取消しによるもの		○
原状回復	指定管理者が施設・設備に変更を加えた場合の指定期間終了後の原状回復		○
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

※1 指定管理者の責めに帰すべき事由によって市が賠償した場合は、指定管理者に求償するものとしします。

※2 指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者がリスクを負うものとしします。

第6 モニタリングに関する事項

1 市によるモニタリング

市は、運動施設等の管理運営が協定書等に従い、適正かつ確実にサービスが提供されているかどうか等を定期及び随時に確認します。確認に当たって、指定管理者に必要な資料の提出、説明等を求めることがあります。

2 指定管理者によるモニタリング

指定管理者は、日常的に管理運営状況、収支状況及び業務の履行状況を点検してください。結果については、自己評価を行い、管理運営に反映させるとともに、毎年度終了後、指定様式により事業報告書と合わせて市に提出してください。

また、施設の適正な管理運営と利用者サービスの向上を目的とした利用者アンケートの実施など利用者の声を反映する取り組みを行ってください。

なお、指定管理者が行うモニタリングに関する費用は指定管理者の負担とします。

3 モニタリング結果に基づく措置等

市は、毎年度、モニタリング結果に基づいて指定管理者の管理運営状況の評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに市ホームページ上で公表します。

モニタリングの結果、協定書及び仕様書等に定める目標や水準に達していないなど、改善を要する事項があった場合、市は、指定管理者に改善に向けた助言、指導又は業務の改善指示を行います。指定管理者は、その指示等に速やかに対応してください。

4 次期指定管理者選定への評価結果の反映

優良な管理運営が行われている場合は、運動施設等の次回公募時に指定期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）中の評価結果を指定管理者の選定に反映し、一定の加算を行います。

なお、次回公募時に、施設や事業内容に変更が生じる場合には、反映しないことがあります。

第7 指定までのスケジュール

令和3年4月26日（月）～	募集要項の配布期間（～6月11日）
5月26日（水）	現地説明会申込書提出期限
6月2日（水）	申請関係質問書提出期限
6月11日（金）	申請書類提出期限
7月5日（月）又は7月15日（木）（予定）	

	指定管理者選定委員会による面接審査
7月下旬	指定管理者の候補者選定結果通知
7月下旬～	仮協定締結に係る協議
11月上旬	仮協定の締結
12月中旬	浜田市議会による指定議決、指定通知
	業務引継ぎ
令和4年4月1日（金）	指定管理開始

第8 応募資格に関する事項

1 応募資格

応募資格は、指定期間において、安全かつ円滑に運動施設等を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）とし、個人での応募は受け付けません。

また、次の各号に該当する団体等（共同事業体の場合は、全ての構成団体を含む。）は応募できません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づいて、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しているもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていないもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの
- (5) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しているもの
- (6) 国税及び都道府県税を滞納しているもの
- (7) 浜田市税を滞納しているもの（ただし、浜田市税が課税されていない団体等で、市外に主たる事務所又は事業所を有する場合は、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税を滞納しているもの）

※(6)、(7)について、新型コロナウイルスの影響等により納税猶予又は徴収猶予を受けた者について、該当税目の納税証明書（未納額の記載があるもの）及びその該当項目について納税猶予又は徴収猶予の適用を受けたことを証する書類（各所管庁の発行する

「納税（徴収）の猶予決定通知書（該当税目の記載があるもの）の写し等」の提出できる場合は除きます。

- (8) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していないもの（加入義務がない場合を除く。）
- (9) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしているもの

2 応募の条件

指定管理者に指定された場合は、指定管理開始までに、浜田市内に本店、支店、又は営業所等を置くことを条件とします。

第9 募集・応募に関する事項

1 募集要項の配布

募集要項（仕様書等の添付資料を含む。）を次のとおり配布します。

- (1) 配布期間 令和3年4月26日（月）から令和3年6月11日（金）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布場所 浜田市 教育委員会 文化スポーツ課
※市ホームページ（<https://www.city.hamada.shimane.jp/>）にも掲載しています。

2 現地説明会の開催

現地説明会を希望される団体等は、次のとおり申し込んでください。説明会は、原則として申込者ごとに行います。

募集要項は、当日には配布しませんので、持参してください。

- (1) 受付期間 令和3年4月26日（月）から令和3年5月26日（水）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 実施期間 令和3年4月26日（月）から令和3年6月2日（水）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 申込方法 現地説明会申込書（様式第10号）を持参するか、事前に電話連絡の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。
- (4) 提出先 浜田市 教育委員会 文化スポーツ課

3 質問書の受付及び回答

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和3年4月26日（月）から令和3年6月2日（水）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 提出方法 申請関係質問書（様式第11号）を持参するか、事前に電話連絡の上、郵

送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

- (3) 提出先 浜田市 教育委員会 文化スポーツ課
- (4) 回答方法 質問者に対して受付後 1 週間以内に回答します。また、市ホームページで質問及び回答を公表します（団体名等は非公表）。ただし、管理運営に関する申請者の創意工夫等を含む部分は公表しない場合があります。

- 連絡・提出先 浜田市 教育委員会 文化スポーツ課（浜田市役所北分庁舎 2 階）
〒697-8501 浜田市殿町 1 番地
電話：0855-25-9721 ファクシミリ：0855-23-5758
電子メール：bunka@city.hamada.lg.jp
- 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

提出書類	様式
ア 指定管理者指定申請書	様式第 1 号
イ 浜田市東公園運動施設等管理運営に係る事業計画書	様式第 2 号
ウ 浜田市東公園運動施設等管理運営に係る収支計画書	様式第 3 号
エ 宣誓書兼市税納付状況調査同意書	様式第 4 号
オ 申請者概要書	様式第 5 号
カ 役員名簿	様式第 6 号
キ 申請者の現行の定款、寄附行為、規約又はこれに準ずる書類	
ク 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
ケ 決算書類（直前 3 期分） ※1 株式会社の場合は、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書を、その他の団体は、これらに類する書類を提出してください。キャッシュフロー計算書、財産目録を作成している場合は、あわせて提出してください。 ※2 決算期を迎えていない団体等の場合は、事業計画書及び収支予算書を提出してください。	
コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※管轄税務署が発行する未納の税額がないことの証明書（様式「その 3 の 3」）	
サ 都道府県税の納税証明書 ※各都道府県（島根県の場合は、県民センター等の納税窓口）で交付する未納の税額がないことの証明書	

シ	浜田市税が課税されていない団体等で、市外に主たる事務所又は事業所を有する場合は、主たる事務所又は事業所の所在地の市区町村税の納税証明書 ※当該市区町村が交付する未納の税額がないことの証明書	
ス	労働保険（雇用保険・労災保険）の加入が確認できる書類 ※直近の労働保険概算・確定保険料申告書の事業主控の写し、納付したことを証する書面の写し（直近の1回分）、保険料納入証明書等のうちいずれか1つ。	
	加入する必要がないため、加入が確認できる書類の提出ができない場合は、加入の必要がないことについての届出書	様式第7号
セ	社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入が確認できる書類 ※年金事務所又は健康保険組合発行の保険料の納入に係る領収証書の写し（直近の1回分）、保険料納入証明書、新規適用届（事業主控）（受付印有）の写し等のうちいずれか1つ。	
	加入する必要がないため、加入が確認できる書類の提出ができない場合は、加入の必要がないことについての届出書	様式第7号
ソ	共同事業体で申請する場合は、共同事業体構成員名簿兼委任状及び共同事業体連絡先一覧表 ※構成団体ごとに「エ」から「セ」までの書類を提出してください。	様式第8号 様式第9号

注1 証明書類は、公募開始日前3か月以内に発行されたものに限りませんが、いずれも複写で構いません。

注2 新設団体の場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

注3 表中コ・サ・シについて、新型コロナウイルスの影響等により納税猶予又は徴収猶予を受けている場合は、別紙「指定管理者制度申請書類（納税証明書等）の取り扱いについて」をご覧ください。

(2) 提出部数 1部

※1 提出書類はア～ソの順に並べ、ホッチキス留めはしないでください。

※2 提出書類の用紙サイズは、原本でサイズが決まっているもの以外はA4サイズに統一してください。

(3) 提出先 浜田市 教育委員会 文化スポーツ課

(4) 提出期限 令和3年6月11日（金）午後5時15分 必着

※1 郵送の場合は、簡易書留による提出期限必着とします。

※2 ファクシミリ又は電子メールでの提出は不可とします。

5 申請に関する留意事項

(1) 1団体（1共同事業体）が、この募集において複数申請することはできません。また、単独で応募した団体等が共同事業体の構成団体になること及び2以上の共同事業体に加わることもできません。

(2) 共同事業体での応募においては、申請後の代表構成団体及び構成団体の変更は認められません。

- (3) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (4) 提出書類の内容の変更、追加は、市が補正を求めた場合を除いて、原則としてできません。また、市が受理した提出書類は、返却しません。
- (5) 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- (6) 提出書類の内容に虚偽があった場合は、失格とします。
- (7) 市が提供した公募に関する資料等は、他の目的での使用を禁止します。
- (8) 申請者が申請に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に対して損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うものとしてします。
- (9) 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしてします。
- (10) 提出書類（追加提出資料含む。）は、浜田市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）第 7 条に規定する不開示情報を除き、情報公開の対象となりますので、ご了承ください。
- (11) 申請から仮協定締結までの期間に申請を辞退しようとするときは、辞退届（様式第 13 号）を提出してください。
- (12) 提出書類の事前確認（事業計画書等の記載内容は確認しません。）を文化スポーツ課で行いますので、希望される場合は「第 12 お問い合わせ先」までご連絡ください。
- (13) この募集要項に修正等があった場合は、正誤表を浜田市ホームページに掲載します。申請書類提出期限の直前まで正誤表を掲載する可能性がありますので、ご留意願います。

第10 選定・協定締結に関する事項

1 審査基準及び選定方法

(1) 資格審査

提出書類に基づき、文化スポーツ課において資格審査を行います。応募資格を満たさない場合及び指定管理料の提案額が上限額を超える場合は、失格とします。

(2) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項に記載する事項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ その他不正行為があった場合

(3) 選定審査

資格審査の後、教育委員会の諮問を受けた浜田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、選定審査（書類審査及び面接審査）を行い、得点が高い順に申請者の順位付けをし、教育委員会へ答申します。教育委員会は、答申を踏まえて申請者のうちから指定管理者の候補者を選定します。ただし、審査の結果、候補者を選定しない場合もあります。

なお、指定管理者に指定するまでの間に選定された候補者に事故等があるときは、選定されなかった申請者のうちから新たな候補者を選定することがあります。

(4) 選定委員会の審査

選定委員会の審査は、次のとおり行います。

ア 得点の考え方

選定委員会の委員は、次の得点の考え方に基づき、各審査項目について点数を付けます。

得点の考え方	5点満点	10点満点	15点満点	30点満点
特に優れている	5点	10点	15点	30点
優れている	4点	8点	12点	24点
普通	3点	6点	9点	18点
やや劣る	2点	4点	6点	12点
劣る	1点	2点	3点	6点
未記入、審査基準を満たしていない	0点	0点	0点	0点

イ 審査項目（審査基準）と配点

審査項目（◆審査基準）		配点
1	指定管理業務実施にあたっての基本的な事項 ◆指定管理業務実施にあたっての基本的な方針は、地域の特性や施設の設置目的に適しているか。 ◆適切な数値目標が設定されているか。また、目標達成に向けた取組が、具体的かつ効果的か。	15 点
2	利用者の平等な利用の確保のための方策 ◆平等な利用が確保されているか。	5 点
3	施設の効用の発揮とサービスの向上を図るための方策 ◆施設を効果的・効率的に運営できる内容か。 ◆利用者に対するサービスの向上や施設の利用促進が期待できるか。 ◆利用者ニーズを的確に把握し、反映できるものか。	15 点
4	施設の管理運営を安定して行うための方策 ◆申請団体の経営は安定しているか。 ◆類似施設の運営実績や関連する事業の実績があるか。 ◆組織体制や従業員配置は適切か。また、必要な有資格者等が確保されているか。 ◆従業員への研修等の人材育成の取組は確保されているか。 ◆現在、施設に従事している従業員の雇用に配慮したものか。 ◆個人情報の保護に関する管理体制や措置は適正か。 ◆利用者の苦情トラブルの未然防止策と発生時の対応策は適切か。	15 点
5	各種業務の計画 ◆施設及び設備の維持管理計画は、正常かつ継続的に管理運営できる内容か。 ◆保安警備計画は、平常時から利用者等が安心して施設を利用できる内容か。 ◆管理運営の移行計画は、円滑に業務を開始できる内容か。	10 点
6	安全管理のための方策 ◆利用者や従業員の事故防止等、考えられる安全確保のための予防策やその体制は適切か。 ◆事故や災害等の緊急時の連絡体制や安全確保策は整備されているか。	10 点
7	収支計画の妥当性及び指定管理料 ◆収支計画の内容は妥当か。 ◆指定管理料の提案額	30 点
合 計		100 点

2 面接審査

- (1) 面接審査は、令和3年7月5日（月）又は7月15日（木）を予定しています。日時及び場所は、決まり次第、電子メールで通知します。郵送又はファクシミリによる通知を希望される場合は、文化スポーツ課までご連絡ください。
- (2) 面接審査には、申請者（共同事業体で申請した場合は代表構成団体）の代表者又は代理人を含む3人以内の出席をお願いします。
- (3) 代表者が欠席する場合は、代理人への委任状（様式第12号）をご持参ください。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者全員に書面で通知します。

また、選定した指定管理者の候補者については、市ホームページで公表します。

4 仮協定の締結

仮協定書は、市と指定管理者の候補者が協議の上、令和3年10月上旬を目途に締結する予定です。

仮協定書は、浜田市議会（令和3年12月定例会議）による指定議決を持って、本協定書として取り扱います。

5 指定管理者の指定

市は、浜田市議会（令和3年12月定例会議）による議決を経て、仮協定を締結した候補者を指定管理者として指定し、その旨を書面で通知します。

6 業務の引継ぎ

指定管理業務の引継ぎは、指定管理者の指定後から指定期間開始までの間において（必要に応じ指定期間開始後においても）、市及び現行の指定管理者から受けることとなります。

7 その他

- (1) 選定委員会の委員又は市関係職員に対し、本件公募について不正行為等の事実が認められたときは、失格となることがあります。
- (2) 仮協定を締結した指定管理者が指定前に次の事項に該当するときは、候補者の選定を取り消します。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実ではないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められたとき。
- (3) 浜田市議会において指定管理者の指定議案が議決されなかった場合は、候補者が本件

に関して支出した費用等は、一切補償しません。

- (4) 指定管理者に指定後、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、もしくは期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

ア 指定管理者が行う施設の管理運営の適正を期するために市が行う指示に従わないとき。

イ 「第 8 応募資格に関する事項」に定める応募資格及び応募の条件を満たさなくなったとき。

※指定期間終了まで、毎年度、指定管理者の浜田市税の納付状況調査を行います。

ウ その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるとき。

第 1 1 添付資料

- (1) 浜田市東公園運動施設等指定管理業務仕様書
- (2) 浜田市東公園運動施設等指定管理者指定申請様式集
- (3) 浜田市東公園運動施設等設置条例及び同条例施行規則
- (4) 浜田市東公園運動施設等位置図 (資料 1)
- (5) 浜田市東公園運動施設等平面図 (資料 2)
- (5) 浜田市東公園運動施設等参考画像 (資料 3)
- (6) 浜田市東公園運動施設等利用実績 (資料 4)
- (7) 浜田市東公園運動施設等収支実績 (資料 5)
- (8) 浜田市東公園運動施設等修繕及び工事実施状況 (資料 6)
- (9) 浜田市東公園運動施設等委託業務一覧 (資料 7)
- (10) 浜田市東公園運動施設等収支想定 (資料 8)

注) 以上の添付資料は、浜田市ホームページの指定管理者制度のサイトからダウンロードできます。

第 1 2 お問い合わせ先

浜田市教育委員会文化スポーツ課 (浜田市役所北分庁舎 2 階)

スポーツ振興係 担当：向原、兒島

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

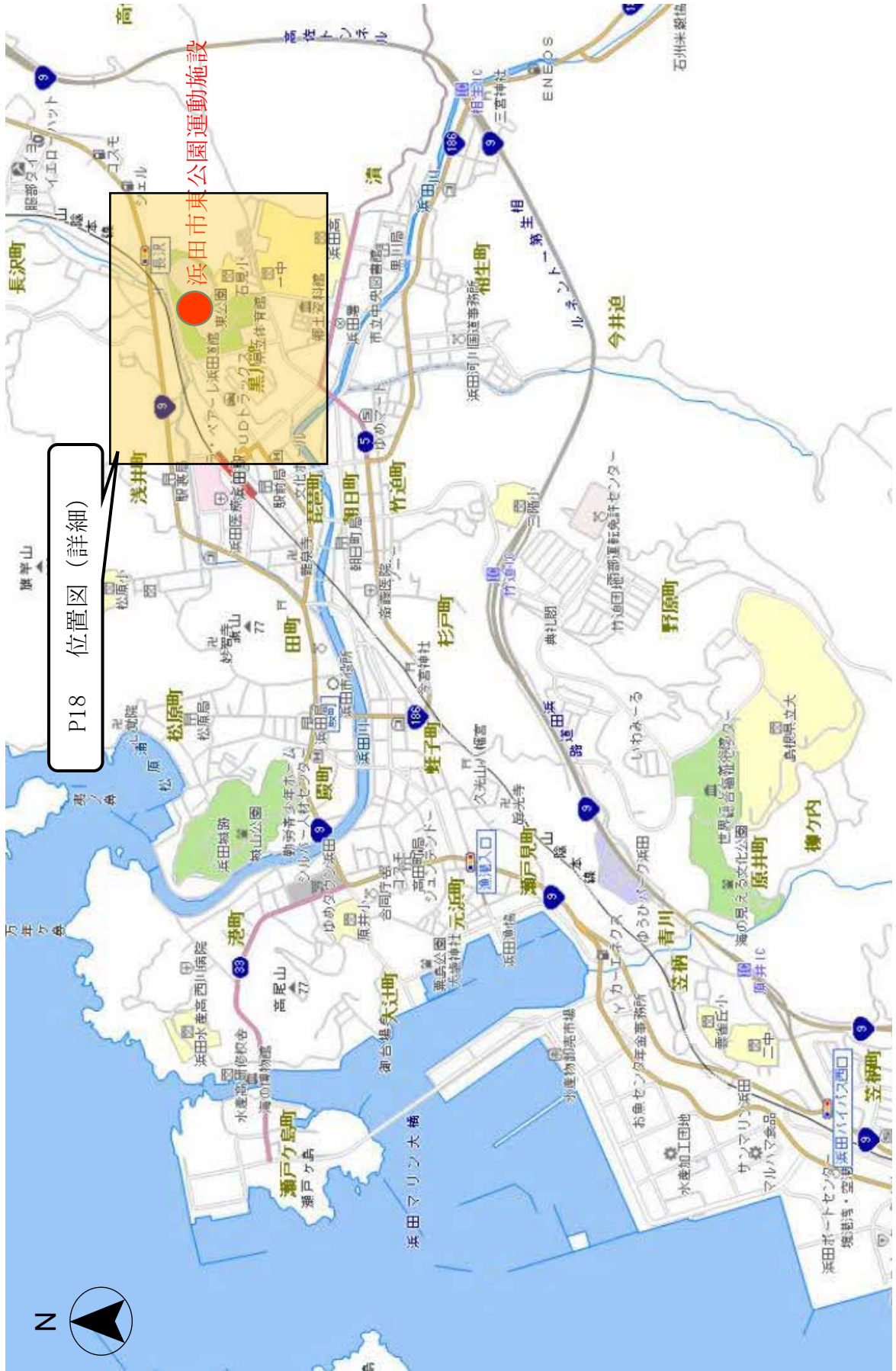
電話 0855-25-9721

ファクシミリ 0855-23-5758

電子メール bunka@city.hamada.lg.jp

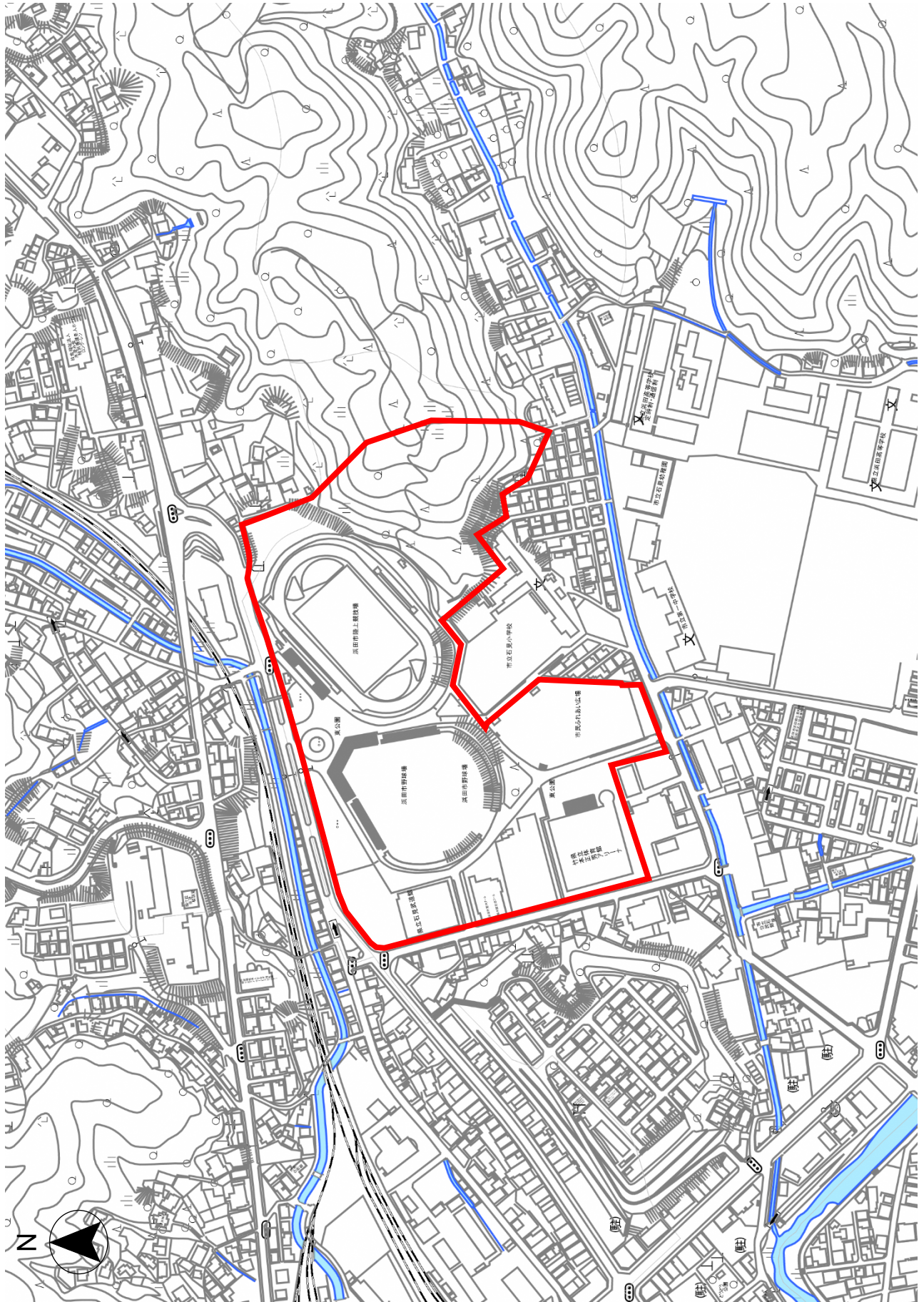
資料 1 浜田市東公園運動施設等位置図

1/40,000

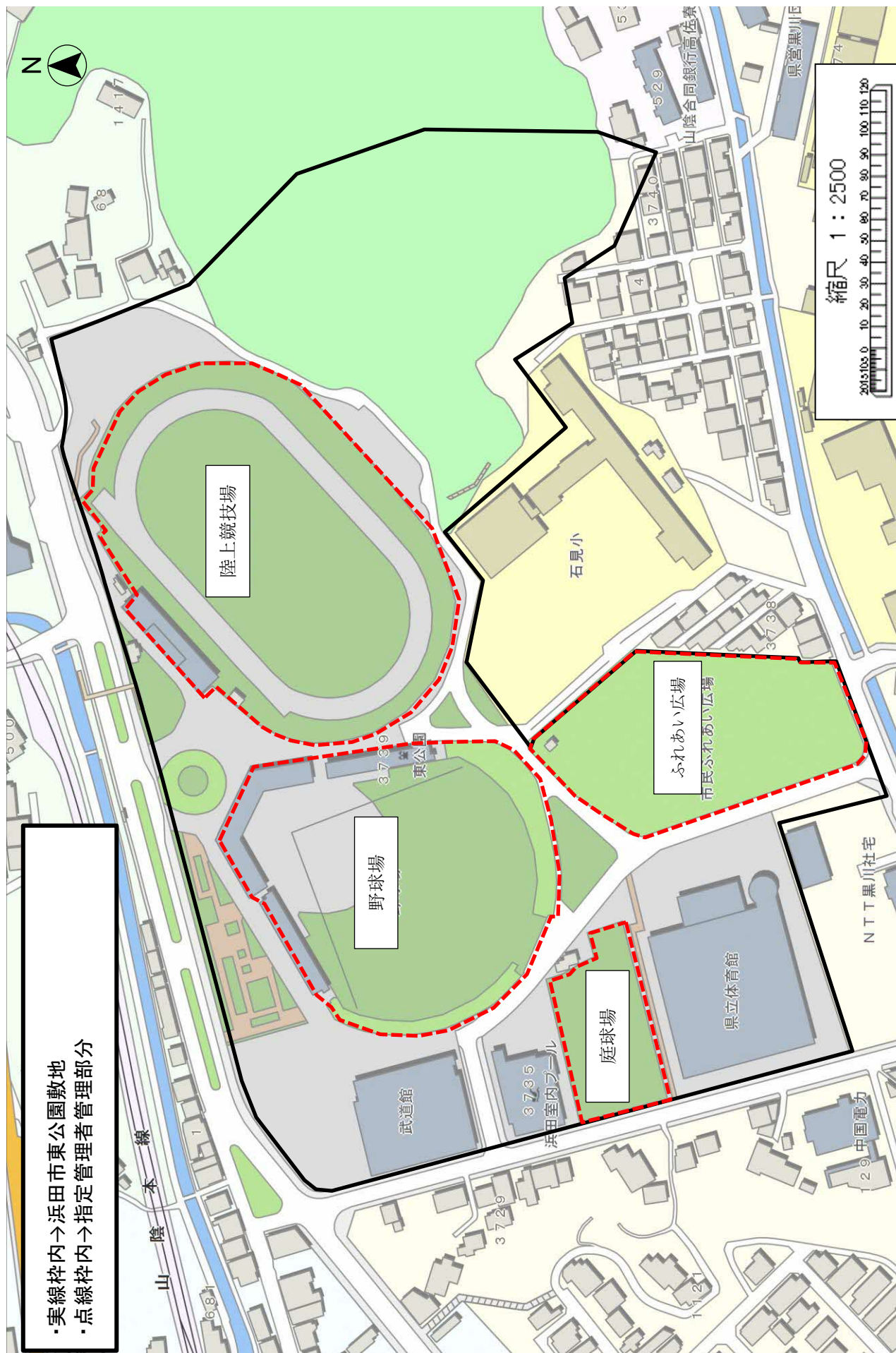


浜田市東公園運動施設等位置図（詳細）

1/5,000



資料2 浜田市東公園運動施設等平面図



浜田市野球場



野球場



事務室（野球場内）



放送室



会議室



器具庫



整備事業保管室

陸上競技場



陸上競技場



ホール



事務室



放送室



医務室



給湯室



器具庫



器具庫 2

浜田市庭球場



ふれあい広場



資料4 浜田市東公園運動施設等利用実績

上段：利用人数（人）
下段：利用料金（円）

	施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	野球場	1,486	1,110	990	2,355	905	675	1,215	520	425	215	173	1,170	11,239
		158,545	87,360	61,920	76,530	86,355	86,490	98,895	82,800	35,340	18,960	14,080	94,590	901,865
	陸上競技場	600	2,541	1,288	2,200	890	670	4,165	150	80	0	0	400	12,984
平成30年度	野球場	7,550	35,950	29,650	54,490	33,000	27,580	29,990	0	0	0	0	4,350	222,560
		376	417	357	398	430	371	385	377	132	81	68	319	3,711
	71,736	72,574	58,876	56,755	79,051	63,980	60,350	65,093	21,280	14,601	12,920	45,605	622,821	
令和元年度	野球場	1,922	670	1,815	1,197	934	680	1,175	470	0	0	0	890	9,753
		162,120	53,430	59,655	117,540	133,860	72,600	134,010	34,140	0	0	0	130,000	897,355
	陸上競技場	700	1,630	630	628	725	743	2,367	0	0	0	0	130	7,553
令和元年度	野球場	13,790	52,650	37,330	30,335	56,580	27,100	25,110	0	0	0	0	4,600	247,495
		318	332	358	439	337	341	454	415	235	189	191	331	3,940
	75,396	38,900	56,385	67,120	48,230	56,980	60,630	68,470	36,401	30,815	35,060	50,921	625,308	
令和元年度	野球場	1,611	918	990	1,380	970	1,405	1,653	770	370	250	440	560	11,317
		126,580	103,105	61,080	86,880	94,920	163,890	70,140	58,400	39,850	25,060	43,100	46,100	919,105
	陸上競技場	3,030	3,260	615	3,120	1,250	660	1,720	660	0	650	0	0	14,965
令和元年度	野球場	28,820	30,500	33,730	48,950	24,430	38,800	18,080	1,560	0	0	0	0	224,870
		437	398	356	422	399	389	392	321	246	161	147	362	4,030
	61,549	58,391	51,951	56,861	45,250	57,240	39,720	43,836	27,205	19,543	18,710	50,835	531,091	

資料5 浜田市東公園運動施設等 収支実績

収入

項目	H29実績	H30実績	R1実績
利用料金収入	1,747,246	1,770,158	1,675,066
指定管理料	14,121,000	14,121,000	14,252,000
雑収入	321,634	392,814	335,582
営業外収益	72	91	103
収入計(A)	16,189,952	16,284,063	16,262,751

支出

項目	H29実績	H30実績	R1実績
人件費	4,982,906	5,451,233	5,639,646
管理費	10,022,275	10,399,148	10,495,734
消耗品費	1,057,443	471,091	1,072,094
旅費交通費	12,000	13,120	12,000
厚生費	62,093	102,763	107,053
保険料	155,330	155,330	155,330
修繕料	529,566	998,661	603,656
委託費	3,541,460	3,598,050	3,770,308
租税公課	555,040	526,352	595,191
通信費	175,921	233,290	247,614
水道光熱費	3,652,880	3,673,785	3,703,624
車輛費	232,015	570,866	134,519
寄付金	0	5,000	30,000
公債費	0	486	0
手数料	324	3,022	4,196
雑費	48,203	47,332	60,149
支出計(B)	15,005,181	15,850,381	16,135,380

収支差引

項目	H29実績	H30実績	R1実績
収支差引(A-B)	1,184,771	433,682	127,371

資料6 浜田市東公園運動施設等 修繕及び工事実施状況

(浜田市実施分)

(単位:円)

年度	実施場所	内容	支出額
平成29年度	陸上競技場	手洗い場漏水修繕	248,400
	陸上競技場	写真判定室空調設備修繕	194,400
平成30年度	陸上競技場	照明器具取替修繕	175,000
	野球場	観客席改修工事	1,801,440
	野球場	内野フェンス等改修工事	13,979,520
	野球場	外野ウォーニングゾーン改修工事	12,883,320
	陸上競技場	第4種公認検定改修工事	68,334,840
令和元年度	野球場	ベンチ照明器具取替修繕	242,000
	ふれあい広場	女子トイレ建具取替修繕	199,800
	野球場	防球ネット設置工事	21,982,320
	野球場	電光掲示板設置工事	87,056,750

(指定管理者実施分)

(単位:円)

年度	実施場所	内容	支出額
平成29年度	陸上競技場	排水溝樹蓋応急措置(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	ラインテープ補修(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	アンツーカー整備用安定剤(指定管理者施工)	378,000
	陸上競技場	樹蓋取替(指定管理者施工)	5,184
	陸上競技場	ラインテープ補修(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	冷水機修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	排水溝樹蓋取替(指定管理者施工)	5,184
	陸上競技場	ラインテープ補修(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	女子更衣室入口ドア戸車調整(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	ナイター照明修理	20,520
	陸上競技場	ラインテープ補修(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	砂場カバー用土嚢補修(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	漏水修理	0
	野球場	芝刈機タイヤ	20,477
	野球場	ホームベース補修(指定管理者施工)	0
	野球場	スコアボードリレー取替	31,471
	野球場	1塁側トイレフロートバブル取替(指定管理者施工)	0
	野球場	トンボ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	トンボ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	火災受信機バッテリー交換	31,320
	野球場	外野整備用真砂土(指定管理者施工)	32,508
	野球場	ラインカー修理(指定管理者施工)	0
	野球場	マーキング取替(指定管理者施工)	0
	野球場	3塁側ベンチドアノブ応急措置(指定管理者施工)	0
	野球場	トンボ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	スコアボード窓枠交換(指定管理者施工)	0
	野球場	フェンス枠修理(指定管理者施工)	0
	野球場	フェンス破損部修理(指定管理者施工)	0
	野球場	室内通路マット修理(指定管理者施工)	0
	野球場	非常灯はんだ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	トンボ修理(指定管理者施工)	0
	庭球場	倉庫引戸(指定管理者施工)	1,045
	庭球場	第4コートネット(指定管理者施工)	0
	庭球場	アンツーカー整備用安定剤(指定管理者施工)	0
	庭球場	戸車フレーム修理(指定管理者施工)	3,857
	庭球場	戸車高さ調整(指定管理者施工)	0
	庭球場	第3コートネット補修(指定管理者施工)	0
	庭球場	冷水機修理(指定管理者施工)	0
	庭球場	第3,4コートネット修理(指定管理者施工)	0
	庭球場	案内板修理(指定管理者施工)	0
	庭球場	フェンスネット補修(指定管理者施工)	0
	庭球場	スタンド入口南京錠取替(指定管理者施工)	0
	ふれあい広場	女子トイレタイル修理(指定管理者施工)	0
ふれあい広場	車止め修理(指定管理者施工)	0	

	ふれあい広場	トイレ屋上換気扇取付部破損修理(指定管理者施工)	0
	ふれあい広場	水道水漏れ修繕(指定管理者施工)	0
	ふれあい広場	破損コーン取替(指定管理者施工)	0
		合計	529,566
平成30年度	陸上競技場	旗掲揚ポール継手部分ボルト取付(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	ハードル台車タイヤ点検、修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	サッカーゴールネット修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	ハードル台車タイヤ点検、修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	西ゲート入口陥没部セメント補修(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	玄関ドア修繕	5,400
	陸上競技場	西倉庫ガラス修繕	19,440
	野球場	消防設備不良改修	30,380
	野球場	スコアボード木枠修理、表示板リレー(指定管理者施工)	0
	野球場	スコアボード回転盤不良修繕(指定管理者施工)	0
	野球場	スコアボードBSO表示不良修繕	0
	野球場	ホームベース取替(指定管理者施工)	18,360
	野球場	野球場ポイントマーカー(指定管理者施工)	43,200
	野球場	ベンチ内扇風機、散水ホース入替(指定管理者施工)	17,412
	野球場	バッティングゲージ脚修理(指定管理者施工)	0
	野球場	スコアボード回転盤不良修繕(指定管理者施工)	0
	野球場	サッシ駒取替	7,560
	野球場	1塁側トイレ小便器フラッシュバルブ点検修理	0
	野球場	サッシ駒取替	7,560
	野球場	ピッチャープレート予備入替(指定管理者施工)	6,048
	野球場	スコアボード陥没部土嚢埋め補修(指定管理者施工)	0
	野球場	スコアボード外板取替修繕(指定管理者施工)	0
	野球場	トンボ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	芝刈機タイヤ交換	20,477
	野球場	バックネット補修(指定管理者施工)	0
	野球場	窓ガラス修理	3,564
	野球場	ティーバッティングゲージ溶接修理(指定管理者施工)	0
	野球場	グラウンド整備用黒土、陸砂補充(指定管理者施工)	165,132
	野球場	トンボ入替(指定管理者施工)	70,000
	野球場	ホームベース取替(指定管理者施工)	23,328
	野球場	ティーバッティング用ネット入替(指定管理者施工)	129,600
	野球場	グラウンド整備用スパイク取替(指定管理者施工)	86,940
	野球場	ブラシ取替(指定管理者施工)	34,560
	野球場	非常放送バッテリー取替	125,280
	庭球場	テニスコート用ブラシ修理(指定管理者施工)	0
	庭球場	防砂ネット補修(指定管理者施工)	0
	庭球場	ネット巻き器取替(指定管理者施工)	30,024
	庭球場	足洗い場水道バルブ取替工事	6,156
	庭球場	女子トイレ扉修理	0
	庭球場	グラウンド整備用ランニングマット取替(指定管理者施工)	70,200
	庭球場	硬式ネット予備取替(指定管理者施工)	68,040
	ふれあい広場	公衆トイレランプカバー破損修理(指定管理者施工)	0
	ふれあい広場	手洗い場詰まり修理(指定管理者施工)	0
	ふれあい広場	手洗い場詰まり修理(指定管理者施工)	0
	東公園	石見小下駐車禁止立て看板修理(指定管理者施工)	0

	東公園	手洗い場排水管詰まり修理(指定管理者施工)	0
	東公園	競技場前トイレ給水管パッキン取替(指定管理者施工)	0
	東公園	競技場前トイレ水漏れ修理(指定管理者施工)	0
		合計	988,661
令和元年度	陸上競技場	消防設備不備改修	8,560
	陸上競技場	芝張替え、砂入れ(指定管理者施工)	1,554
	陸上競技場	小学生用ハードル修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	サッカーゴールワイヤー補修(指定管理者施工)	450
	陸上競技場	サッカーゴール固定用金具取替(指定管理者施工)	8,640
	陸上競技場	ラインテープ補修(指定管理者施工)	17,280
	陸上競技場	競技場前花壇コンクリート破損部モルタル修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	フロアー床板修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	CDプレーヤー修理	38,500
	陸上競技場	拡声器修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	ゴールネットフック取替(指定管理者施工)	7,260
	陸上競技場	フロアー水漏れ修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	西倉庫出入口スロープ取付(指定管理者施工)	140
	陸上競技場	倉庫内台車パンク修理(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	第3倉庫雨どい詰まり(指定管理者施工)	0
	陸上競技場	競技場扉防護柵補修	52,360
	野球場	雨天時用ブルーシート取替(指定管理者施工)	9,676
	野球場	外野フェンスポール補修(指定管理者施工)	0
	野球場	野球場廊下人工芝シート張替え(指定管理者施工)	35,697
	野球場	芝張替え、砂入れ(指定管理者施工)	0
	野球場	1塁側ベンチ手洗い排水管詰まり(指定管理者施工)	0
	野球場	ホームベース取替(指定管理者施工)	23,328
	野球場	フェンスカバー補修(指定管理者施工)	0
	野球場	内野マーキング補修(指定管理者施工)	0
	野球場	ヘルメット取替(指定管理者施工)	54,000
	野球場	破損ブラシ取替(指定管理者施工)	0
	野球場	1塁側トイレ小便器フラッシュバルブ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	少年用ピッチャープレート取替(指定管理者施工)	6,804
	野球場	外野フェンスポール補修(指定管理者施工)	0
	野球場	内野マーキング補修(指定管理者施工)	0
	野球場	マーキング取替(指定管理者施工)	0
	野球場	フェンスポール補修(指定管理者施工)	0
	野球場	1塁側トイレフレッシュバルブ修理(指定管理者施工)	0
	野球場	塁ベース取替(指定管理者施工)	48,114
	野球場	野球場サッシ戸車取替	9,240
	野球場	外野フェンスポール補修(指定管理者施工)	0
	野球場	ティーバッティングネット溶接修理(指定管理者施工)	0
	野球場	内野ゲート破損部パッチ当て(指定管理者施工)	0
	野球場	フェンスポール補修(指定管理者施工)	0
	野球場	サッシ戸車取替(指定管理者施工)	7,763
	野球場	トンボ修理(指定管理者施工)	900
	野球場	ダッグアウト棚ペンキ塗り(指定管理者施工)	0
	野球場	サッシ駒取替(指定管理者施工)	16,830
	野球場	フェンス破損部パッチ当て(指定管理者施工)	0
	野球場	外周看板修理(指定管理者施工)	0

野球場	ピッチャープレート入替(指定管理者施工)	0
野球場	グラウンド整備用黒土補充	135,850
野球場	ホームベース入替(指定管理者施工)	23,760
野球場	ティーバッティングネット入替(指定管理者施工)	66,000
庭球場	テニス倉庫戸修理(指定管理者施工)	0
庭球場	第2コートラインテープ張替え(指定管理者施工)	0
庭球場	第1,2コートラインテープ補修(指定管理者施工)	0
庭球場	防砂ネット補修(指定管理者施工)	0
庭球場	ブラシ修理(指定管理者施工)	0
ふれあい広場	ふれあい広場不要金物切断(指定管理者施工)	0
ふれあい広場	女子トイレ詰まり補修(指定管理者施工)	0
ふれあい広場	手洗い場詰まり補修(指定管理者施工)	0
ふれあい広場	ふれあい広場水飲み場水漏れ部分パッチ当て(指定管理者施工)	0
ふれあい広場	ふれあい広場トイレ蛍光灯LED取替(指定管理者施工)	9,830
ふれあい広場	手洗い場蛇口パッキン取替(指定管理者施工)	0
東公園	機関車横街灯電球取替(指定管理者施工)	0
東公園	東公園案内看板内枠修理(指定管理者施工)	0
東公園	GGホール溶接修理(指定管理者施工)	0
東公園	公衆トイレ小便器電池交換(指定管理者施工)	0
東公園	ふれあい広場手洗い場排水溝詰まり(指定管理者施工)	0
東公園	円壇破損部修理(指定管理者施工)	0
東公園	ふれあい広場真砂土入れ整備(指定管理者施工)	21,120
合計		603,656

資料 7 浜田市東公園運動施設 委託契約一覧

【委託契約】

委託業務	業務内容
警備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災・盗難時の異常感知 ・ 事故確知時における関係先への通報・連絡及び報告 ・ 機械警備
電気設備保安	月次点検 1回/月、年次点検 1回/年
環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常清掃 トイレ清掃・その他 52回以上/年 ・ 定期清掃 床洗浄 3回/年、ガラス清掃 4回/年 観覧席清掃 2回/年 ・ 特別清掃 トイレ・床・ガラス清掃
尿尿汲み取り処理	適宜
芝生管理	通年
消防設備点検	総合点検 年1回、外観・機能点検 年1回

資料8 浜田市東公園運動施設等 収支想定

施設運営収入

(単位：千円)

項目		R4～R8 (単年度)	備考
収入項目	指定管理料	16,036	
	利用料金	1,600	施設利用料
	雑収入	300	自動販売機管理委託料、自動販売機電気使用料、公衆電話利用料
	収入合計	17,936	

施設管理・運営費用

(単位：千円)

項目		R4～R8 (単年度)	備考	
支出項目	人件費	7,600	正社員1名、パート3名	
	物件費	消耗品費	1,100	修繕用品、衛生用品
		厚生費	70	
		保険料	200	損害保険料
		修繕費	440	施設修繕費
		委託費	3,800	芝管理(造園)、自家用電気工作物点検、消防設備点検、機械警備装置、日常・定期清掃、し尿汲取り処理
		租税公課	650	
		通信費	200	電話代、ネット通信費等
		光熱水費	3,700	電気料、水道料、ガス料
		車両費	140	グラウンド整備用車両及び運搬用車輛維持費等
		雑費	36	
		小計	10,336	
	支出合計	17,936		

浜田市東公園運動施設等指定管理業務仕様書

目次

第 1	基本事項	33
1	趣旨	
2	施設の概要	
3	指定期間	
4	関係法令等の遵守	
5	指定管理業務	
6	管理運営の基本方針	
第 2	指定管理業務の内容	35
1	運動施設等の目的を達成するための事業に係る講座等の実施に関する業務	
2	施設、設備又は器具の利用の許可に関する業務	
3	施設の維持管理に関する業務	
4	自主事業	
5	事業計画及び事業報告等	
6	事務処理に係る業務	
7	環境への配慮	
8	保険への加入	
9	防災・防犯対策等	
第 3	留意事項	41
1	組織・運営体制	
2	一括委託の禁止	
3	調査・指示への対応	
4	業務の継続が困難となった場合の措置	
5	指定管理開始前に行う業務	
6	指定期間終了等による業務引継ぎ	
7	情報の取扱い	
8	障がい者への合理的配慮の提供について	
9	自主事業に関すること	
10	行政財産の目的外使用	
11	業務内容の変更	
12	その他留意事項	
13	疑義等の解決	
第 4	お問い合わせ先	45

第1 基本事項

1 趣旨

この仕様書は、浜田市東公園運動施設条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるものの外、指定管理者が行う業務の詳細について定めるものです。

2 施設の概要

ア 名称	浜田市東公園運動施設等 ①浜田市陸上競技場 ②浜田市野球場 ③浜田市庭球場 ④浜田市ふれあい広場
イ 所在地	①浜田市黒川町 3739 番地 ②浜田市黒川町 3738 番地の 1 ③浜田市黒川町 3735 番地の 1 ④浜田市黒川町 3738 番地の 1
ウ 建物構造	① 鉄筋コンクリート造 2 階建（メインスタンド） ② 鉄筋コンクリート造（メインスタンド） ③ コンクリートブロック造（観覧席） ④ 鉄筋コンクリート造（公衆トイレ、休憩所）
エ 敷地面積	①21,800 m ² ②16,430 m ² ③3231.78 m ² ④9,483.81 m ²
オ 延床面積	①1 階 345.28 m ² 2 階 572.10 m ² ②メインスタンド部 710.10 m ² ③クラブハウス 34.00 m ²
カ 施設内容	①第 4 種公認 400m8 コース、メインスタンド(鉄筋コンクリート：収容 1,000 人)、芝スタンド(収容 4,000 人)、サッカー場 (100m×68m)、写真判定機器室、会議室、救護室、更衣室、放送室、器具庫、便所 ②グラウンド 12,000 m ² 、中堅 120m、両翼 90m、メインスタンド（鉄筋コンクリート：収容 1,600 人）、内野スタンド（コンクリート：収容 1,200 人）、外野スタンド（芝生：収容 1,200 人）、電光掲示板（鉄骨造：高さ 4.5m・巾 17.0m）、夜間照明 30 灯用 4 基、事務室（管理人室）、会議室、救護室、シャワー室、電気室、審判控室、放送室、器具庫、便所、廊下、屋外便所 ③コート 4 面、練習コート半面（アンツーカ舗装）、夜間照明 3 灯用 4 基 6 灯用 6 基、クラブハウス（更衣室、便所） ④競技場 7,781.7 m ² 、休憩所、便所、手洗、足洗場、街灯 5 基（2 種類 旧型 2 基・新型 3 基）
キ 駐車場	東公園内 160 台（浜田市都市建設部維持管理課管理）
ク 休場日	火曜日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

	※指定管理者は、必要があるときは、教育委員会の承認を得て変更することができます。
ケ 開場時間 及び利用時間	午前 8 時 30 から午後 9 時 00 分まで ※指定管理者は、必要があるときは、教育委員会の承認を得て変更することができます。

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 関係法令の遵守

運動施設等の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守してください。

なお、指定期間中関係法令に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとします。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほか労働関係法規
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (4) 浜田市東公園運動施設条例及び同条例施行規則
- (5) 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 73 号）及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 63 号）
- (6) 浜田市情報公開条例（平成 17 年条例第 20 号）
- (7) 浜田市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 21 号）
- (8) 浜田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）
- (9) その他管理運営に適用される法令

5 指定管理業務

指定管理業務は、次のとおりとします。

- (1) 運動施設等の目的を達成するための事業に係る講座等の実施に関する業務
- (2) 施設、設備又は器具の利用の許可に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、運動施設等の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く事務

6 管理運営の基本方針

- (1) 自らの知識、経験、能力及び創意工夫を十分に発揮し、運動施設等の目的及び特性をふまえた事業を積極的に行うとともに、質の高いサービスの提供に心がけてください。

- (2) 公の施設であることを常に認識し公平な運営を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になることのないように努めてください。

第2 指定管理業務の内容

1 運動施設等の目的を達成するための事業に係る講座等の実施に関する業務

スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な向上を目指し、健康増進に寄与することを目的とした講座等を実施してください。参考までに、前指定管理者が実施している講座等は次のとおりです。

- (1) グラウンドゴルフ大会
- (2) ペタンク大会

2 施設、設備又は器具の利用の許可に関する業務

(1) 利用の許可（条例第8条）

施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とします。

また、指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付することができます。

(2) 利用の制限（条例第9条）

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができます。

- ア 利用者が(1)で付した条件に違反したとき。
- イ 条例第8条に掲げる事項のいずれかに該当したとき。
- ウ 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- エ 利用者が条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 特別設備等の制限（条例第10条）

利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を得なければなりません。

(4) 利用料金の設定等（条例第12条～第16条）

ア 利用料金は、条例別表第1及び別表第2（第12条関係）に掲げる額を上限とし、指定管理者が教育委員会の承認を得て設定するものとします。利用料金を変更する場合は、その利用料金を適用するまでに一定の周知期間を設けることとし、その期間は市と協議して設定するものとします。

イ 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければなりません。ただし、指定管理者が利用料金の納付の方法その他必要な事項について別に定めるときは、この限りではありません。

- ウ 条例に規定する利用料金の減免や収受した利用料金の還付については、指定管理者が行うものとします。
- エ 利用料金については、指定管理者の収入として収受してください。

3 施設の維持管理に関する業務

(1) 敷地内の維持管理

施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、駐車場、駐輪場及び中庭等、敷地内の管理・点検を行ってください。また、運動施設への道路からの進入場所に設置してある柵（ポール）の開閉等の管理もさせていただきます。

芝生等の管理にあたっては、利用団体の大会等を考慮し、計画的な維持管理を行うことを遵守してください。

(2) 施設及び設備の維持管理等

ア 建物、設備等の定期的な見回り及び点検を行い、常に安全で良好な状態を維持保全してください。

イ 適切な維持管理、清掃、防犯警備、消防設備等の保守点検業務を実施してください。

ウ 建物内は禁煙としてください。

※自家用電気工作物の保守点検等に係る取扱いについては、協定書締結までに別途協議します。

(3) 各施設の維持管理に関する業務内容

ア 陸上競技場

(ア) セミアンツーカー型（東公園）は、日本陸上競技連盟が公認する第4種競技場であり、日常的に凹凸の修正（埋め戻し、ブラッシング等）、走路表面のゴミ（落葉・砂ホコリ等）の除去及び砂場、投てき場等の整地等を行い、設備・器具の点検、整備し、「記録を公認する場」にふさわしい維持管理を行ってください。

また、定期的に塩化カルシウム等の塩類の散布及び転圧し、表層土の安定を行い、必要に応じてラインテープの張り替え等を行ってください。

(イ) 定期的に行う業務として、芝刈り、施肥、薬剤散布（除草剤・殺虫剤・殺菌剤）、目土散布、エアレーション、除草（手抜き）、サッチング、排水施設泥上げ、整地及び転圧等を行ってください。

(ウ) 随時行う業務として、除草、芝生殺菌消毒・肥料散布、フィールド内散水（夏季芝生生育期）、道具・整備機器の手入れ等を行ってください。

(エ) トイレ、更衣室、シャワールーム等を含む管理棟については、常に清潔な状態を保持し、消耗品も不足しないよう維持してください。

また、状況により日常清掃と定期清掃を適宜組み合わせ実施してください。

イ 野球場

- (ア) 日常的に利用前に行う業務として、本体及び付帯設備の点検及び不陸修正、整地、ライン引き（利用者が希望する場合）、塩化カルシウム等及び化粧砂散布、外野散水（夏季芝生育成期）等を行ってください。
- (イ) 日常的に利用後に行う業務として、ベース片付け、ダッグアウト等、利用者が常時使用する場所の清掃を行ってください。
- (ウ) 定期的に外野等の芝刈り、施肥、薬剤散布（除草剤・殺虫剤・殺菌剤）、目土散布、エアレーション、除草（手抜き）、サッチング等を行い、補植の必要がある場合は、周縁と同じ高さになるよう行ってください。また、排水施設泥上げも定期的に行ってください。
- (エ) 随時行う業務として、除草、内野散水、道具・整備機器の手入れ等を行ってください。
- (オ) トイレ、更衣室、シャワールーム等を含む管理棟については、常に清潔な状態を保持し、消耗品も不足しないよう維持してください。
また、状況により日常清掃と定期清掃を適宜組み合わせ実施してください。

ウ 庭球場

- (ア) 開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検及び清掃等を行ってください。アンツーカコートにおいては、散水（夏季）、不陸修正、転圧、表面処理を行ってください。また、適切なブラッシングと落葉の除去を行ってください。
- (イ) 定期的にアンツーカコートにおいては、表層土を掻き起こし、添加・補充して混合・転圧してください。また、塩化カルシウム等を散布し、表層を安定させてください。
- (ウ) 閉場時、若しくは利用がない時には防砂用ネットをおろし、フェンスに固定してある状態にしてください。
- (エ) 利用がない時にはコート内ネットは庭球場内の倉庫に保管してある状態にしてください。

エ ふれあい広場

- (ア) 本体及び付帯施設の点検及び清掃、不陸修正、転圧、表面処理及び落葉の除去を日常的に行ってください。

(4) 施設及び設備の保守点検等の業務範囲（対象設備）

ア 陸上競技場

- (ア) 自動火災報知設備
- (イ) 非常用予備発電装置
- (ウ) 屋内消火栓設備
- (エ) 受配電設備
- (オ) 陸上競技一般器具点検（4種公認）

(カ) ボイラー設備・夜間照明設備

イ 野球場

- (ア) 自動火災報知設備
- (イ) 非常警報（放送）設備
- (ウ) 誘導灯及び誘導標識設備
- (エ) 受配電設備
- (オ) 負荷設備
- (カ) 自家用電気工作物設備
- (キ) 非常用予備発電装置
- (ク) 屋内消火栓設備
- (ケ) スコアボード
- (コ) 夜間照明設備

ウ 庭球場

- (ア) 夜間照明設備

エ ふれあい広場

- (ア) 受電設備

(5) 施設及び設備の保守点検等の業務内容

ア 法定点検

- (ア) 消防用設備保守点検
- (イ) 自家用電気工作物保安管理
- (ウ) 汚水処理装置の維持管理(合併処理浄化槽の設置後)

イ 陸上競技場電気計時計測装置の保守点検(5年ごとにオーバーホールを実施)

ウ 陸上競技場一般器具の保守点検

(6) 備品の管理

ア 浜田市が所有する備品については、無償で貸付けを行いますので、適切に管理してください。施設管理上、新たに備品が必要な場合は協議することとしています。なお、この貸与した備品は、指定期間満了後、浜田市に返還することになります。

イ 浜田市の所有する備品が本来の利用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失があったときは、直ちに浜田市に報告してください。

ウ 指定期間中に亡失の報告がなく、確認ができない備品があった場合は、別途協議し、指定管理者の責めに負うものと判断されるときは、指定管理者に補填していただきます。

エ 浜田市の所有する備品については、形状の変更、館外への持ち出し又は第三者に貸与及び譲渡を行うことはできません。また、施設内においても、保管場所を移動させた場合は、閉館時には元の場所に戻してください。ただし、浜田市の許可を受けた場合は除きます。

※ 「備品」とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく利用に耐えるもので、原則として取得価格が5万円以上の物品をいいます。

(7) 消耗品の管理

ア 施設運営に支障を来たさないよう必要な消耗品を指定管理者が購入し管理を行ってください。

イ 指定期間満了に伴う消耗品の引継ぎ等が必要な場合は、現指定管理者と次期指定管理者との間で協議することとします。

4 自主事業

指定管理者は、利用者サービスの向上を図るため、指定管理業務の実施に支障のない範囲で、自らの責任と費用負担により自主事業を実施することができます。自主事業にあたっては、次の事項に留意してください。

- (1) 自主事業を実施する場合は、市に事前協議を行ってください。
- (2) 自主事業の実施後、内容及び収支等を市に報告してください。
- (3) 自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とします。

5 事業計画及び事業報告等

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

ア 毎年度2月末日までに、翌年度の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書等を作成し、市へ提出してください。

イ 事業計画書の作成にあたっては、施設の管理運営における有効性の評価と利用促進を図るため、年度ごとの数値目標を設定してください。

(2) 事業報告書の作成

ア 事業報告書

次の事項を記載した事業報告書を作成し、収支決算書とともに毎年度終了後の5月末日までに提出してください。ただし、修繕費の精算に必要な書類は、毎年度終了後の4月末日までに提出してください。また、市が必要と認めたときは、随時報告してください。

- (ア) 業務日報、設備日報・設備点検等報告書及び収支・決算状況
- (イ) 施設の利用状況
- (ウ) 事業展開(自主事業)報告
- (エ) 職員の勤務状況
- (オ) 備品の現在高
- (カ) その他市長が協定書により提出を求めるもの

※事業報告書の様式については、指定の協定締結後提示します。

イ 月次報告書

上記ア（ア）～（ウ）に掲げる事項の状況について、月次報告書として翌月 15 日までに市へ提出してください。

(3) 利用者の意見等の把握

利用者等から施設運営に関する意見等を聴取し、サービスの向上に努めてください。

(4) 自己評価の実施

ア 指定管理者は、業務の質と利用者サービスの向上を図るため、また、本仕様書及び協定書に定めた要求水準が満たされているか等を確認するため、毎年度自己評価を行い、その結果を市に報告してください。

イ 市は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、毎年度モニタリングを実施します。指定管理者は、市が実施するモニタリングに協力してください。

6 事務処理に係る業務

(1) 庶務事務

ア 施設の管理状況を把握するため、施設管理簿及び関係資料を作成し保管してください。

イ 業務の実施状況を把握するため、業務報告書及び関係資料を作成し保管してください。

ウ その他指定管理業務に必要となる事務については適切に処理してください。

(2) 経理事務

ア 指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、明確にしてください。

イ 管理運営費の収支状況を常に把握し、市の求めに応じていつでも開示できるよう管理簿等の必要な書類を作成し、関係書類と合わせて保管してください。

ウ 経費の執行については、予算費目ごとに管理、執行することとし、関係法令等に基づいて適切に行ってください。

7 環境への配慮

指定管理業務の実施にあたっては、次のような環境への配慮に留意してください。

(1) 消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定してください。

(2) 省エネルギーを推進するため、効率の良い事業計画を立てるよう努めてください。

(3) 廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努め、環境に配慮した商品を積極的に利用するほか、廃棄物がでた際は適正に処理してください。

8 保険への加入

自らのリスクに対する適切な範囲内で、施設賠償責任保険等に加入してください。

なお、市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負いますが、その責任が指定管理者の施設の管理責任に起因したものについては、指定管理者が損害賠償の責任を負うこととなります。また、火災、風水害等の保険については、市が加入します。

参考までに、現指定管理者が加入している保険は次のとおりです。

人身事故	1名につき	1億円
	1事故につき	1億円
物損事故	1事故につき	1億円

9 防災・防犯対策等

(1) 災害時等の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応してください。

イ 施設の利用者等の急な病気、怪我等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行ってください。

ウ 大規模災害等が発生した場合も考慮し、あらかじめ市と協議を行い、適切に対応してください。

エ 災害時等において、一時的に運動施設等を避難場所等として市が必要とするときは、協定外の時間帯であっても、施設の利用調整を含め市の要請に応じ緊急の開錠を行ってください。

なお、避難場所として使用したことに伴い管理経費の協定額を超える場合は、別途協議します。

(2) 利用者の安全確保

ア 施設内での事故発生の防止に努めてください。

イ 緊急時対策、防犯・防災対策等の各種マニュアルを作成し、利用者の安全対策を講じてください。また、AED（自動体外式除細動器）1台を市が配置していますので、職員への使用方法等の研修を実施してください。

ウ 災害等緊急事態発生に備え、非難・救出その他必要な訓練を定期的実施してください。

エ 指定管理者は、運動施設等の利用者に事故等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに市に報告するとともに、事故の原因調査に当たってください。

第3 留意事項

1 組織・人員体制

(1) 職員は施設の管理に必要な技能を有し、施設の管理運営が適正に行える者を配置してください。

- (2) 管理監督的な地位にある者で防火管理者の資格を有する者1人を必ず配置してください。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本社（部）等の職員を防火管理者とすることができます。
- (3) 運動施設の管理及び施設の利用受付、利用許可などに支障がない勤務体制とし、不測の事態に備えて、代替職員の確保や連絡網の整備に努めてください。
- (4) 職員には施設の管理等に必要な研修を実施してください。
- (5) 個人情報の保護について、浜田市個人情報保護条例を遵守するよう職員に周知・徹底を図ってください。
- (6) 職員の管理にあたり、労働者使用関連関係法令を遵守し、雇用、労働条件への適切な配置をしてください。
- (7) 職員用駐車場の取扱いについては、別途協議します。

2 一括委託の禁止

指定管理者は「3 指定管理者が行う業務の範囲」に掲げる業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部について、浜田市の承認を受けたうえで専門業者に委託することができます。この場合は、浜田市に再委託業務報告書を提出していただきます。

3 調査・指示への対応

- (1) 指定管理者は、浜田市から求められたときは、施設、物品、各種帳簿等の実地調査に協力しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、浜田市から指定管理者の業務又は経理に関して指示を受けたときは、その指示に従わなければなりません。

4 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告してください。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難と認められる場合は、市は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。
- (3) 指定管理者は、上記(2)による指定の取消し、業務の全部又は一部の停止により生じた損害を市に賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者で協議の上、業務継続の可否等について決定します。

- (5) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、市に対して指定の取消し、又は指定管理業務の停止を申し出ることができます。
- ア 市が協定書又はこの仕様書の規定を履行せず、又は違反したとき。
 - イ 市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被り、業務の継続が困難になったとき。
- (6) 市は、指定の取消し、又は指定管理業務の停止の申出を受けたときは、必要に応じて指定管理者と協議し、その処置を決定します。

5 指定管理開始前に行う業務

(1) 指定管理開始前（開設準備期間）に行う業務

浜田市議会（令和3年12月定例会議）の議決を経て、仮協定を締結した候補者を指定管理者として指定します。

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、指定期間開始から円滑に管理運営できるよう人的及び物的体制を整えてください。

6 指定期間終了等による業務引継ぎ等

(1) 業務の引き継ぎ

ア 指定期間終了若しくは指定の取消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、次期指定管理者が円滑かつ支障がなく本施設の業務を遂行できるよう、協力してください。

イ 次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供してください。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分に留意してください。

ウ 引継ぎの方法や日程等については、市及び指定管理者の協議により決定します。

エ 上記ア～ウについては、指定管理者の指定の取消しにより業務を引き継ぐ場合も同様とします。

(2) 原状回復

ア 指定期間が終了した場合、又は指定が取り消された場合は、市の指示に従って施設等の原状回復を行ってください。

イ 指定管理者が設置した設備及び器具類については撤去してください。ただし、市が指示し又は認めるときは、この限りではありません。

7 情報の取扱い

情報の取扱いについては次のとおりとし、指定期間終了後及び指定の取消し後においても同様に取り扱ってください。

(1) 個人情報保護

ア 指定管理業務を処理するための個人情報の取扱いについては、浜田市個人情報保護条例及びその他関係法令等を遵守してください。

イ 浜田市個人情報保護条例を遵守するよう従業員に周知・徹底を図り、個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故を防止し、かつ、適切な管理を行うために必要な措置を講じてください。

(2) 情報公開

ア 公共施設であることを認識し、浜田市情報公開条例の趣旨に則って、管理運営の透明性を高めるよう努めてください。

(3) 情報管理

ア 指定管理業務にあたって、作成し、又は取得した文書は、適正な管理を行ってください。

イ 指定管理者、及び指定管理業務に従事する者は、業務上知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項については、外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。

8 障がい者への合理的配慮の提供について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)の規定に基づき、主務大臣の対応方針を遵守することに加え、必要に応じ、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する浜田市職員対応要領」を踏まえた合理的配慮を提供することに留意しなければなりません。

9 自主事業に関すること

指定管理者は、利用者サービスの向上を図るため、指定管理業務の実施に支障のない範囲で、自らの責任と費用負担により自主事業を実施することができます。

自主事業の実施にあたっては、次の事項に留意してください。

- (1) 自主事業を実施する場合は、市に事前協議を行ってください。
- (2) 自主事業の実施後、内容及び収支等を市に報告してください。
- (3) 自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とします。

10 行政財産の目的外使用

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の目的外使用の許可については市が行います。また、市が行政財産目的外使用許可を行った場合は、当該団体等とも必要に応じて連絡・調整の上、管理運営を行ってください。

なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、自動販売機設置のため次のとおり行政財産の使用許可をしており、自動販売機を設置している浜田市体育協会から自動販売機の管理を受託している現指定管理者に対し、下記のとおり管理委託料が支払われています。

許可団体	場所	許可面積	用途	自動販売機管理委託料 (令和3年度見込)
浜田市体育協会	運動施設	8.10 m ²	自動販売機【6台】	120,000円

※自動販売機の管理委託については、協定書締結までに別途協議します。

11 業務内容の変更

市は必要があるときは、管理業務の内容を変更できるものとします。

なお、このことにより著しく経費の増加が見込まれる場合は、市と指定管理者が協議の上対応を決定するものとします。

12 その他留意事項

(1) 市施策への協力等

市が実施する新たな施策、条例・規則の改正、調査、施設の現状変更等にあたり、指定管理者の協力が不可欠と認めるときは、市の要請に迅速かつ誠実に対応してください。

(2) 職員用駐車場の取扱い

職員用駐車場の取扱いについては、指定管理者の候補者に選定後、別途協議します。

13 疑義等の解決

指定管理者は、本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し解決するものとします。

第4 お問い合わせ先

浜田市教育委員会 文化スポーツ課（浜田市役所北分庁舎2階）

スポーツ振興係 担当：向原、兒島

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話 0855-25-9721

ファクシミリ 0855-23-5758

電子メール bunka@city.hamada.lg.jp

別表 備品一覧（陸上競技場）

市所有備品一覧

No	備品名	数量	保管場所
1	会議用テーブル	27	室内
2	競技者用長椅子	29	室内
3	スチール椅子	35	室内
4	黒板	1	室内
5	ホワイトボード	1	室内
6	ホウキ	4	室内
7	フロアモップ	2	室内
8	扇風機	1	室内
9	ガストーブ	3	室内
10	ロッカー	2	室内
11	スチール書棚	5	室内
12	放送設備一式	1	放送室
13	電話	3	放送室
14	電工リール	1	室内
15	工場扇	1	室内
16	木製ベンチ	7	競技場軒下
17	ウオータークーラー	1	競技場軒下
18	ボウズリ	1	競技場軒下
19	竹ホウキ	6	競技場軒下
20	熊手	2	競技場軒下
21	整地ブラシ	11	競技場軒下
22	ハードル	45	競技場軒下
23	マット	2	倉庫
24	ライン引き	5	倉庫
25	ソファー	3	倉庫
26	木製ベッド	1	医務室
27	車椅子	1	医務室
28	チリトリ	2	倉庫
29	テント	8	倉庫
30	電動ラインカー	1	倉庫
31	ハンマー投げ防護ネット一式	1	競技場グラウンド

備品一覧（野球場）

現指定管理者所有備品一覧

No	備品名	数量	保管場所
1	テレビ	1	事務室
2	ファクシミリ複合機	1	事務室
3	ノートパソコン	1	事務室
4	ラミネーター	1	事務室
5	冷蔵庫	3	事務室・他
6	エアコン	3	各室
7	ファンヒーター	2	各室
8	ブルーヒーター	1	各室
9	工場扇	3	各室
10	扇風機	4	各室
11	水モップ	3	倉庫他
12	スコップ	15	倉庫他
13	竹ホウキ	17	倉庫
14	熊手	14	倉庫
15	三角ホー・クワ	36	倉庫
16	チリトリ	4	倉庫
17	てみ	5	倉庫
18	溝さらい	2	倉庫
19	一輪車	17	野球場 1 塁側外置場他
20	噴霧器（手動）	1	倉庫
21	噴霧器（電動）	1	倉庫
22	刈払い機	1	倉庫
23	エンジンブロワー	1	倉庫
24	ガソリン缶	5	倉庫
25	芝刈り機	1	倉庫
26	耕運機	1	倉庫
27	テスター	1	事務室
28	バッテリー充電器	1	事務室
29	インパクトドライバー	1	事務室
30	工具一式（モノタロウ）	1	事務室
31	運搬車	1	外置場
32	洗濯機	1	宿直室
33	カニ車	1	宿直室
34	コンプレッサー	1	宿直室
35	剪定用品一式	1	倉庫
36	コーン	30	倉庫
37	トラバー	20	倉庫
38	ジャンボブラシ180	1	倉庫
39	A3プリンター	1	事務室

備品一覧（野球場）

イ 市所有備品一覧

		個数	収納場所
1	電話器	6	事務室
2	事務用椅子	3	事務室
3	事務用机	3	事務室
4	スチール棚	1	事務室
5	黒板	4	事務室・他
6	ホワイトボード	1	事務室・他
7	ロッカー	17	事務室・他
8	スチール椅子	63	各室
9	掛け時計	1	各室
10	マイク設備一式	1	各室
11	電光掲示板制御機器一式	1	各室
12	会議用テーブル	14	各室
13	石油ストーブ	1	各室
14	車椅子	1	各室
15	自転車	1	待合室
16	ベッド	1	医務室
17	スチール長椅子	7	各室
18	ソファー	6	各室
19	ホウキ	36	倉庫他
20	ボウズリ	5	倉庫他
21	柄杓	14	倉庫
22	脚立	5	倉庫
23	バケツ	20	倉庫
24	チリトリ	10	倉庫
25	木槌	2	倉庫
26	トンボ	84	倉庫他
27	整地ブラシ	20	野球場3塁側外置場
28	バッティングネット	10	野球場3塁側外置場
29	ライン引き	8	倉庫
30	卓上ボール盤	1	倉庫
31	電光リール	1	倉庫
32	タイヤローラー	1	外置場
33	自転車	1	待合室
34	ウォータークーラー	1	待合室
35	木製ベンチ	18	野球場ダッグアウト
36	スチールメジャー	4	倉庫
37	ガスストーブ	1	倉庫
38	灰皿	6	宿直室
39	グラウンドゴルフステック	12	宿直室
40	グラウンドホール	4	宿直室
41	スプリンクラー	2	宿直室
42	スコアボード用品一式	1	宿直室
43	ハンゴウ	50	宿直室
44	グラインダー	5	事務室他
45	電気ドリル	2	事務室他

		個数	収納場所
46	ハードル（陸上競技場用）	60	倉庫
47	バットケース	2	野球場ダッグアウト
48	ペタンク球	12	倉庫
49	ダイヤゾーンボール	1	倉庫
50	プラカード	80	倉庫
51	散水ホース	2	倉庫
52	ジョロ	20	倉庫
53	両刀グラインダー	1	倉庫
54	電動カッター	1	倉庫
55	綱引きロープ	2	倉庫

備品一覧（庭球場）

市所有備品一覧

No	備品名	数量	保管場所
1	転圧ローラー	1	グラウンド
2	スコップ	4	物置
3	ホウキ	5	物置
4	整地ブラシ	7	物置
5	熊手	1	物置
6	トンボ	6	物置
7	テミ	1	物置
8	一輪車	1	物置
9	竹ホウキ	1	物置
10	ボウズリ	1	物置
11	ベンチ	23	物置
12	ネット(公式)	1	グラウンド
13	ネット(軟式)	3	グラウンド
14	防風ネット	1	グラウンド

備品一覧（ふれあい広場）

市所有備品一覧

No	備品名	数量	保管場所
1	整地ブラシ	2	あずまや
2	トンボ	6	あずまや
3	三角ホー	1	あずまや
4	熊手	1	あずまや

改正

平成23年3月25日条例第10号
平成23年3月25日条例第11号
平成25年12月27日条例第47号
平成26年6月30日条例第26号
平成28年7月6日条例第28号
令和元年7月5日条例第5号
令和元年12月18日条例第34号

浜田市東公園運動施設条例

浜田市東公園運動施設条例（平成17年浜田市条例第102号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市東公園運動施設（以下「運動施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 運動施設の施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜田市陸上競技場	浜田市黒川町3739番地
浜田市野球場	浜田市黒川町3738番地1
浜田市庭球場	浜田市黒川町3735番地1
浜田市室内プール	浜田市黒川町3735番地1

（管理）

第3条 運動施設の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、運動施設の管理を、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第1条に規定する目的を達成するための事業に係る講座等（以下「自主事業」という。）の実施に関する業務

（2）運動施設の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

（3）運動施設の維持管理に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、運動施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条 削除

（開場時間）

第6条 運動施設の開場時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変

更することができる。

(休場日)

第7条 運動施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 浜田市陸上競技場、浜田市野球場及び浜田市庭球場

ア 火曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(2) 浜田市室内プール

ア 日曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用許可)

第8条 指定管理者は、自主事業の実施を妨げない範囲において施設等の利用を許可することができる。

2 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第2項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、運動施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しよう

とするとき、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第13条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第17条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市東公園運動施設条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市東公園運動施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年3月25日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第11号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市今福スポーツ広場施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市三隅B&G海洋センター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第1（年間パスポートに係る部分を除く。）及び別表第2の規定、浜田市石央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の浜田市東公園運動施設条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日前に、一般社団法人浜田市水泳連盟が発行した利用回数券は、新条例の規定により発行された利用回数券とみなす。

（浜田市都市公園条例の一部改正）

4 浜田市都市公園条例（平成17年浜田市条例第222号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年7月6日条例第28号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月5日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
 (使用料及び利用料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の浜田市ケーブルテレビ施設条例第14条、第18条、第20条、第25条及び第26条の規定、浜田市行政財産使用料条例第3条及び別表の規定、浜田市有料駐車場条例別表の規定、浜田市立公民館条例別表第2の規定、浜田市立図書館条例別表第2の規定、浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例別表の規定、浜田市東公園運動施設条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市健康増進センター条例別表の規定、サンマリン浜田条例別表の規定、サン・ビレッジ浜田条例別表第2の規定、ラ・ペアーレ浜田条例別表の規定、浜田市金城総合運動公園条例別表の規定、浜田市旭公園運動施設条例別表の規定、浜田市フットサルやさか競技場条例別表の規定、浜田市弥栄運動広場施設条例別表の規定、浜田市三隅B & G海洋センター条例別表の規定、浜田市三隅中央会館条例別表の規定、浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例別表第2(利用回数券並びに個人会員及び家族会員に係る部分を除く。)及び別表第3の規定、浜田市岡見スポーツセンター条例別表の規定、浜田市世界こども美術館創作活動館条例別表第1及び別表第2の規定、浜田市立石正美術館条例別表第2の規定、浜田市石央文化ホール条例別表の規定並びに浜田市島村抱月公園条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月18日条例第34号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

運動施設利用料金の上限額

- 1 浜田市陸上競技場、浜田市野球場及び浜田市庭球場

(単位 円)

区分			利用料金の上限額 (1時間につき)
陸上競技場	占用利用	中学生以下	360
		一般	880
野球場	入場料を徴収しない場合	中学生以下	360
		一般	880
	入場料を徴収する場合		2,400
	夜間照明施設		9,950
	電光掲示板施設	全画面	440
半画面		330	
庭球場	占用利用(1面につき)		510
	個人利用	中学生以下	50
		一般	150
	夜間照明灯(1面につき)		930

備考

- 1 利用は、1時間を単位とし、1時間未満は1時間とみなして算定する。
- 2 市民（市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者をいう。）以外の者が利用する場合の利用料金の上限額（夜間照明施設及び夜間照明灯に係るものを除く。）は、この表に定める利用料金の上限額の100%増の額とする。
- 3 陸上競技場の個人利用は、無料とする。

2 浜田市室内プール

（単位 円）

区分	利用料金の上限額	
	利用券	利用回数券
中学生以下	440	4,400
一般	880	8,800

備考

- 1 利用券による利用は、1枚当たり2時間までとする。
- 2 利用回数券は、利用券11枚綴りとする。

別表第2（第12条関係）

運動施設（浜田市室内プールを除く。）附属設備及び附属器具利用料金の上限額

（単位 円）

名称	単位	利用料金の上限額
放送設備	1日	1,250
会議室	2時間	250
シャワー	1人	50
ストーブ	2時間	150
テント	1日（1張）	570
陸上競技用器具	1日（1式）	2,400

備考 1日又は2時間に満たない端数を生じたときは、それぞれ1日又は2時間とする。

○浜田市東公園運動施設条例施行規則

平成17年10月1日教育委員会規則第53号

改正

平成23年6月30日教育委員会規則第2号

平成26年6月30日教育委員会規則第3号

平成30年11月30日教育委員会規則第8号

令和元年12月18日教育委員会規則第5号

浜田市東公園運動施設条例施行規則

浜田市東公園運動施設条例施行規則（平成17年教育委員会規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田市東公園運動施設条例（平成17年浜田市条例第270号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第8条第2項又は条例第10条の規定により浜田市東公園運動施設（以下「運動施設」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市東公園運動施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用開始の日の属する月の1月前の月の1日から受け付ける。ただし、市が主催し、又は共催して利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（利用許可）

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の許可をしたときは、浜田市東公園運動施設利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（個人利用）

第4条 施設等を個人で利用しようとする者は（以下「個人利用者」という。）は、前2条の規定にかかわらず、浜田市庭球場にあっては利用料金を納付することにより、浜田市室内プールにあっては利用券又は利用回数券を購入手、利用の際に指定管理者に提出することにより、利用の許可を受けたものとみなす。

（利用許可の変更）

第5条 第3条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の取消し）

第6条 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

（利用料金の減免）

第7条 条例第14条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、浜田市東公園運動施設利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人利用者については、この限りでない。

（利用料金の還付）

第8条 条例第15条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納料金」という。）を還付することができる理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、施設等を利用できなくなったとき 当該既納料金の全額

（2） 利用者が、利用開始日前までに利用料金を納付した後、指定管理者に変更利用の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額

（遵守事項）

第9条 利用者又は入場者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

（2） 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。

（3） 備付けの設備、器具等の取扱いを適切に行うこと。

（4） 火災、盗難等の発生の予防に留意すること。

2 利用者は、指定管理者が必要と認めるときは、指定管理者の指示により運動施設の秩序を保つため必要な整理員を配置しなければならない。

（販売行為等）

第10条 利用者は、指定管理者の承認を得ないで、運動施設内において、プログラム以外の物品を販売し、又は金品の寄附募集を行い、若しくは行わせてはならない。

（入場等の制限）

第11条 指定管理者又は利用者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、運動施設への入場を拒否し、又は退場させなければならない。

（1） 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者

（2） 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物を携行する者

（3） その他施設等の管理に支障があると認められる者

（係員の立入り）

第12条 運動施設の係員は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

（利用に係る事故の責任）

第13条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、浜田市教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日教委規則第2号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月18日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	減額又は免除の額
(1) 市が主催する事業のために利用するとき。	利用料金の全額
(2) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（高等学校及び大学を除く。）の幼児、児童若しくは生徒又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設に入所している児童及びこれらを引率する教職員等が、当該学校又は児童福祉施設の活動として施設等（浜田市室内プールの施設等を除く。）を利用するとき。	
(3) 次に掲げるいずれかの手帳の交付を受けている者が、当該手帳を係員に提示し、確認を受けて、施設等を利用するとき。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳 イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の戦傷病者手帳 ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の被爆者健康手帳 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳 オ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳	
(4) 前号の規定により利用料金の免除を受けた者を介護する者が、利用するとき（原則として、当該介護を受ける者と同じ人数を限度とする。）。	
(5) 第3号に掲げる手帳の交付を受けている者又はその家族等で構成する団体が、施設等を利用するとき。	
(6) 市が共催する事業のために利用するとき。	利用料金の2分の1の額 （当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
(7) 高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するために利用するとき。	
(8) 国民体育大会の県大会又はブロック大会を開催するために利用するとき。	
(9) その他浜田市教育委員会が特別の理由があると認めるとき。	その都度浜田市教育委員会が定める額

様式第1号(第2条関係)

年 月 日
 (※ 年 月 日許可)

浜田市東公園運動施設利用許可申請書

指定管理者 様

申請者
 住所又は所在地
 氏名又は団体名及び代表者氏名
 (電話番号)

次のとおり利用したいので、申請します。

		※受付番号	第 号				
利用する施設(該当施設に○印をしてください)	野球場・庭球場・陸上競技場・室内プール・会議室		アマチュアスポーツか否かの別	アマチュアスポーツ・否			
大会又は催物等の名称			入場料徴収の有無	有 ・ 無			
利用目的及び内容			入場予定人員	1回につき 人 延 人			
利用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		日間				
会場責任者	住所 氏名 電話番号() -						
※ 利用 料 金	施設		設備		器具		備考
	種別	金額	種別	金額	種別	金額	
	施設	円	放送施設	(日) 円	陸上 競技 一 式	円	
	会議室	(時間) 円	シャワー	(人) 円			
	夜間 照明灯	(時間) 円		円			
	電光掲示板 (全画面)	(時間) 円		円			
	電光掲示板 (半画面)	(時間) 円		円			
合計		円		円		円	円
特別設備等							

(注) ※印欄は記入しないでください。

年 月 日
 (※ 年 月 日許可)

浜田市東公園運動施設利用許可書

様

指定管理者

印

次のとおり利用を許可します。

		※許可番号	指令第 号				
利用する施設(該当施設に○印をしてください)	野球場・庭球場・陸上競技場・室内プール・会議室		アマチュアスポーツか否かの別	アマチュアスポーツ・否			
大会又は催物等の名称			入場料徴収の有無	有・無			
利用目的及び内容			入場予定人員	1回につき 人 延 人			
利用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		日間				
会場責任者	住所 氏名 電話番号() ー						
※利用料金	施設		設備		器具		備考
	種別	金額	種別	金額	種別	金額	
	施設	円	放送施設	(日) 円	陸上競技用一式	円	
	会議室	(時間) 円	シャワー	(人) 円			
	夜間照明灯	(時間) 円		円			
	電光掲示板(全画面)	(時間) 円		円			
	電光掲示板(半画面)	(時間) 円		円			
合計	円	円	円	円	円		
許可条件							

浜田市東公園運動施設利用料金減免申請書

指定管理者 様

減免申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名



(電話番号)

次のとおり運動施設の利用料金の減免を受けたいので、申請します。

		※ 受付番号	第 号
利用する施設名	野球場・庭球場・陸上競技場・室内プール・会議室		
大会又は催物等の名称			
利用目的及び内容			
利用期間	年 月 日() 時 分から		日間
	年 月 日() 時 分まで		
減免を申請する理由			
※ 利用料金	正規の利用料金	減免率	減免後の利用料金
	円	%	円

(注) ※印欄は記入しないでください。